

会議の開催について（お知らせ）

1 会 議 の 名 称 : 第173回千葉市情報公開審査会

2 議 題

- (1) 会長の選任及び職務代理者の指定について【公開部分】
- (2) 諮問事項の審議【以下、非公開部分】
 - ア 諮問第69号
生活保護を受給しており、かつ、居住用家屋以外の家屋保有を認められている者のケース記録等に係る不開示決定について
 - イ 諮問第70号
「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨記載した文書に係る部分開示決定について
 - ウ 諮問第72号
千葉市東部市税事務所で令和2年度から令和4年度にかけて納税（付）義務者に対し市税等の執行停止処分を行い、その執行停止処分が取り消されていない案件について、執行停止処分を行った後に、執行停止期別について連帯納税（付）義務者に送付・通知した文書に係る不開示決定について
 - エ 諮問第71号
市税等滞納者にかかる滞納処分執行停止のため作成した文書に係る不開示決定について
 - オ 諮問第67号
病院において医師の指示で縫合手術を行っていたこと及びその虚偽説明が行われていたことに関する文書に係る部分開示決定について
- (3) その他

3 開 催 日 時 : 令和6年10月8日(火) 13:00 ~

4 開 催 場 所 : 千葉市役所新庁舎高層棟3階 XL会議室301
(中央区千葉港1番1号)

5 傍 聴 者 等 の 定 員 : 5 人

6 傍 聴 者 の 決 定 方 法 : 当日先着順
 事前に (抽選 ・ 先着順)

7 会議の一部を非公開とする理由

「(1) 会長の選任及び職務代理者の指定について」を除く議題については、千葉市情報公開条例第7条第2号、第5号及び第6号に該当する情報（不開示情報）を含んでいるため非公開とします。

8 問 い 合 わ せ 先 : 総務局総務部政策法務課市政情報室
電話 043-245-5717 (内線 4030)

9 注 意 事 項 :

- (1) 傍聴等の受付は、12時45分から会議室の前で行います。
- (2) 会議の開催場所等において、写真撮影、録画、録音等は行わないでください。
- (3) その他会議の支障となる行為はしないでください。
- (4) 会議当日、傍聴等要領を配布します。傍聴等要領の記載事項に違反したときは、退場していただきます。